

令和7年度 春日市一般廃棄物処理実施計画

第 1 ごみ処理実施計画

- 1 施行期間 : 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 施行区域 : 市内全域
- 3 計画処理量

区 分	排 出 量
可燃ごみ（可燃性ごみ・可燃性粗大ごみ含）	2 3, 8 2 4 t
せん定枝葉	4 6 1 t
不燃ごみ（陶器・金属類）	7 2 7 t
資源ごみ（びん・カン）	6 5 9 t
資源ごみ（ペットボトル・白色トレイ）	2 1 4 t
粗大ごみ（不燃性）	4 0 6 t
有害ごみ（蛍光管、乾電池等）	2 7 t
合 計	2 6, 3 1 8 t

4 収集・運搬

(1) 収集地域：市内全域

(2) 委託・許可業者収集（定期・臨時）

市内 3 業者（(有)共栄資源管理センター、(株)クリーン春日、(有)春日環清）により円滑に収集運搬を行う。

収集エリア	収集業者
泉、一の谷、大字下白水、大土居、春日（5・6・8・9・10丁目）、上白水、下白水北、下白水南、白水池、白水ヶ丘、須玖北、須玖南、惣利、塚原台、天神山、昇町、平田台、星見ヶ丘、松ヶ丘、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東	共栄資源管理センター
春日公園、春日原北町、春日原東町、春日原南町、桜ヶ丘、宝町、千歳町、原町（3丁目）、光町、日の出町、大和町（サン・ビオ地区を含む）	クリーン春日
大谷、岡本、春日（1・2・3・4・7丁目）小倉、小倉東、ちくし台、伯玄町、原町（1・2丁目）、弥生、若葉台西、若葉台東	春日環清

区 分	収集運搬量	収集回数	収集方法
可燃ごみ（可燃性ごみ・可燃性粗大ごみ含）	22,353 t ^{*1}	毎週2回	原則として戸別（一部ステーション）
せん定枝葉	18 t	随時	
不燃ごみ（陶器・金属類）	537 t	毎月1回	
資源ごみ（びん・カン）	640 t	毎月1回	
資源ごみ（ペットボトル・白色トレイ）	210 t	毎月1回	
粗大ごみ（不燃性）	199 t ^{*2}	毎月1回	ステーション
有害ごみ（蛍光灯、乾電池等）	25 t	随時	

*1 可燃ごみには、可燃性粗大ごみの収集運搬量を含む。

*2 粗大ごみの収集運搬量は、春日大野城リサイクルプラザ搬入分のみ。

(3) 直接搬入

区 分	直接搬入量
可燃ごみ（可燃性ごみ・可燃性粗大ごみ含）	1,471 t
せん定枝葉	443 t
不燃ごみ（有害ごみ含む）	192 t
資源ごみ	23 t
粗大ごみ（不燃性）	207 t

5 中間処理

区 分	処 理 内 容	搬入施設名	処理能力
可燃ごみ	焼却	福岡都市圏南部工場 （福岡都市圏南部環境事業組合）	510 t／日
せん定枝葉	破砕 資源化	リサイクル受付センター	4.8 t／日
不燃粗大ごみ	破砕 選別 売却	春日大野城リサイクルプラザ （春日大野城衛生施設組合）	70 t／日
不燃ごみ			
資源ごみ（びん・カン）	選別 売却		25 t／日
資源ごみ（ペットボトル・白色トレイ）	選別 売却		2.6 t／日
有害ごみ	選別 保管		—

6 最終処分

区 分	残渣量	処分内訳	埋立場名
可燃性ごみ	2,581 t	埋め立て	福岡都市圏南部最終処分場 （福岡都市圏南部環境事業組合）
不燃性ごみ	377 t	埋め立て	春日大野城一般廃棄物最終処分場 （春日大野城衛生施設組合）

7 一般廃棄物処理手数料

(1) ごみ処理手数料

区 分				手 数 料 の 額 (税込)
み	一般家庭	市 (委託) による 収集	指定袋	家庭用可燃物専用指定袋 大 (45 L) 10枚 450円 中 (30 L) 10枚 300円 小 (15 L) 10枚 150円 家庭用びん・カン専用指定袋 中 (30 L) 5枚 75円 家庭用陶器・金属類専用指定袋 中 (30 L) 5枚 150円 小 (15 L) 5枚 75円 家庭用ペットボトル・白色トレイ専用指定袋 大 (45 L) 5枚 112円 中 (30 L) 5枚 75円
			せん定枝葉	せん定枝葉専用指定袋 (70ℓ) 3枚 330円 せん定枝葉指定結束バンド 3本 330円
			粗大ごみ	重量、形状、処理の困難性を勘案して、1個当たり1,000円以内で規則で定める額の粗大ごみ指定シール(1枚当たり500円)を貼付する。
		処理施設への直接搬入		可燃性ごみ 10kg (10kg未満は、10kgとみなす)につき140円 不燃性ごみ、資源ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ 10kg (10kg未満は、10kgとみなす)につき140円 せん定枝葉 10kg (10kg未満は、10kgとみなす)につき110円
	事業所	許可業者による収集	指定袋	事業所用可燃物専用指定袋 特大 (70 L) 10枚 1,400円 大 (45 L) 10枚 900円 事業所用不燃物専用指定袋 (45 L) 10枚 900円 事業所用ペットボトル・白色トレイ専用指定袋 (45 L) 10枚 900円
			せん定枝葉	せん定枝葉専用指定袋 (70 L) 3枚 330円 せん定枝葉指定結束バンド 3本 330円
			粗大ごみ	重量、形状、処理の困難性を勘案して、1個当たり1,000円以内で規則で定める額の粗大ごみ指定シール(1枚当たり500円)を貼付する。

	処理施設への直接搬入	可燃性ごみ 10kg (10kg 未満は、10kg とみなす) につき 140円 不燃性ごみ、資源ごみ、不燃性粗大ごみ、有害ごみ 10kg (10kg 未満は、10kg とみなす) につき 140円 せん定枝葉 10kg (10kg 未満は、10kg とみなす) につき 110円
--	------------	--

8 一般廃棄物の排出抑制・再資源化

(1) ごみの持ち出し方法

	一般家庭	事業所
可燃ごみ	「燃えるごみ」の指定袋での排出	「燃えるごみ」の指定袋での排出
せん定枝葉	指定結束バンド又は指定袋での排出	指定結束バンド又は指定袋での排出
不燃ごみ	「陶器・金属類」の指定袋での排出	「燃えないごみ」の指定袋での排出
資源ごみ	「びん・カン」「ペットボトル・白色トレイ」の2分別。指定袋での排出	「びん・カン」「ペットボトル・白色トレイ」の2分別 「びん・カン」は「燃えないごみ」の指定袋での排出 「ペットボトル・白色トレイ」は「ペットボトル・白色トレイ」の指定袋での排出
粗大ごみ	コール制（電話での予約による有料戸別収集制）	
有害ごみ	拠点回収（地区公民館等に有害ごみボックスを設置）	許可業者による戸別収集

(2) 補助事業

ア 古紙等集団回収報償金交付事業

自治会、社会教育関係団体等が集団回収した古紙、古布等に対し、1kg 当たり 9 円の報償金を交付する。

イ 古紙等回収倉庫設置補助金交付事業

古紙、古布の集団回収を推進するため、自治会、社会教育関係団体等の設置する古紙等回収倉庫に対して補助を行う。補助金の額は、補助対象費用の全部又は一部について、予算の範囲内で市長が定める。

ウ 生ごみ処理機等購入費補助事業

家庭から出る生ごみを生ごみ処理機等を使用することによりごみの減量化及び資源の有効利用に対する市民意識の向上を図るため、生ごみ処理機等購入者に対して購入費の一部について補助を行う。

- ・生ごみ処理機 (上限 10,000 円)
- ・生ごみ堆肥化容器 (上限 3,000 円)
- ・LFC コンポストセット (上限 3,600 円)
- ・LFC コンポストバッグ (上限 2,100 円)
- ・LFC 基材 (上限 1,000 円)

- ・ダンボールコンポストセット (上限 1,400円)
- ・ダンボール箱 (上限 150円)
- ・ダンボールコンポスト基材 (上限 700円)
- ・竹チップ (上限 700円)
- ・ぼかし (上限 100円)

エ 事業系古紙回収事業補助金交付事業

一般廃棄物収集運搬許可業者が事業所の古紙を分別収集し古紙回収業者に売却した場合、1kg当たり9円の補助金を交付する。

(3) 処理施設における再資源化

ア 福岡都市圏南部工場

- ・焼却熱利用の発電及び余剰熱電力の売却
- ・リサイクル可能な紙ごみの分別指導

イ 春日大野城リサイクルプラザ

- ・びん・カン：手選別及び機械選別により再資源化
- ・ペットボトル・白色トレイ：手選別により再資源化
- ・その他の不燃物：破碎、手選別、機械選別により再資源化
- ・有害ごみ：春日大野城衛生施設組合が委託する専門業者において処理、再資源化
- ・使える不用品：修理等し、リサイクル展示会で市民に提供、リユースを推進

ウ リサイクル受付センター

- ・せん定枝葉：破碎、チップ化等加工処理、再資源化

(4) 啓発

ア 「家庭ごみの正しい出し方」の全戸配布

イ 「わが家のごみ出しルールブック」の配布

ウ 「事業系ごみの正しい出し方」の事業所への配付

エ 「市報かすが」への啓発記事掲載、SNS、掲示物その他による啓発

オ ダンボールコンポスト講習会、親子LFCコンポスト講座による生ごみ減量方法の周知

カ ごみ減量、リサイクルに関するイベントの実施

キ 出前トーク（市長と語る）、出前講座、各地区自治会での説明会

ク 小学校でのダンボールコンポストの実施及びゲストティーチャーによる環境学習の実施

ケ 環境フェアによるごみ減量、3Rの実践の周知

コ 環境フェア及びクリーン・エネ・パーク南部住民開放デーでの子ども服リユース事業の実施

サ 食品ロス削減のためフードバンクと連携し、フードドライブ等の実施

シ ダンボールコンポスト等で作成した堆肥の回収事業の実施

第2 生活排水処理実施計画

- 1 施行期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 施行区域 : 市内全域
- 3 総排出量

区 分	排 出 量
し 尿	2 5 9 kℓ
浄化槽汚泥	3 1 9 kℓ
合 計	5 7 8 kℓ

4 収集・運搬

(1) 収集地域：市内全域

(2) 許可業者収集（定期・臨時）

し尿については、市内1業者（有春日環清）により円滑に収集運搬を行う。

浄化槽汚泥については、1業者（有筑紫環境開発）により円滑に収集運搬を行う。

区 分	収集運搬量	収集回数	収集方法
し 尿	2 5 9 kℓ	毎月1回	戸 別
浄化槽汚泥	3 1 9 kℓ	毎年1回	

5 最終処分

区 分	処 理 内 容	搬入施設名	処理能力
し 尿 浄化槽汚泥	前処理 下水道直投	春日大野城浄化センター (春日大野城衛生施設組合)	5 0 k ℓ / 日
し 渣	焼却	福岡都市圏南部工場 (福岡都市圏南部環境事業組合)	5 1 0 t / 日